

# 四半期報告書

(第84期第1四半期)

日本製麻株式会社

NO. E00558

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

日 本 製 麻 株 式 会 社

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
第3 【提出会社の状況】 .....	8
1 【株式等の状況】 .....	8
2 【役員の状況】 .....	9
第4 【経理の状況】 .....	10
1 【四半期連結財務諸表】 .....	11
2 【その他】 .....	16
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	17

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成23年8月15日

【四半期会計期間】 第84期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

【会社名】 日本製麻株式会社

【英訳名】 THE NIHON SEIMA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 本 広太郎

【本店の所在の場所】 富山県砺波市三島町11番18号

本社事務取扱場所 兵庫県神戸市中央区海岸通8番

【電話番号】 神戸(078)332-8251

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 池 田 明 穂

【最寄りの連絡場所】 富山県砺波市三島町11番18号

【電話番号】 砺波(0763)32-3111

【事務連絡者氏名】 北陸工場長 升 谷 隆 平

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
日本製麻株式会社神戸本部  
(兵庫県神戸市中央区海岸通8番)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第83期 第1四半期 連結累計期間	第84期 第1四半期 連結累計期間	第83期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (千円)	1,390,405	1,260,671	5,603,629
経常利益 (千円)	41,490	1,120	262,988
四半期(当期)純利益又は四半期純 損失(△) (千円)	21,938	△21,033	81,533
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	58,224	△10,919	141,561
純資産額 (千円)	1,894,812	1,948,325	1,959,258
総資産額 (千円)	5,033,594	5,033,251	4,848,534
1株当たり四半期(当期)純利益金 額又は四半期純損失金額(△) (円)	0.60	△0.57	2.22
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	26.9	27.5	29.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第83期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日）におけるわが国経済は、東日本大震災による甚大な影響を受け、最悪期は脱しつつあると見られますが、経済活動の停滞や電力供給問題などにより依然として不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループは各事業別採算管理の見直しとコストダウン活動の推進や費用の節減に努め、震災後の安定供給に全力を挙げて取り組みましたが、サプライチェーンの寸断による影響を受け受注の減少となりました。その結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は1,260百万円と前年同四半期と比べ129百万円（9.3%）の減収、営業利益は4百万円と前年同四半期と比べ43百万円（90.4%）の減益、経常利益は1百万円と前年同四半期と比べ40百万円（97.3%）の減益、四半期純損失は21百万円（前年同四半期は21百万円の四半期純利益）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### （産業資材事業）

産業用包装資材は、米用コンテナバッグの拡販に努めましたが、米麦用麻袋および紙袋の被災地での倉庫が不足するなど受注の減少となりました。その結果、売上高は200百万円と前年同四半期と比べ24百万円（10.9%）の減収、セグメント損失は4百万円（前年同四半期は4百万円のセグメント損失）となりました。

#### （マット事業）

自動車用フロアマットは、震災後の市場は回復傾向にあるものの自動車メーカーの操業日数の調整や自動車部材の供給難により生産台数が大幅に減少し、その影響を受け大幅な減収となりました。その結果、売上高は425百万円と前年同四半期と比べ146百万円（25.7%）の減収、セグメント利益は10百万円と前年同四半期と比べ27百万円（73.1%）の減益となりました。

#### （食品事業）

パスタおよびレトルトソースは、震災後一時的に需要が増加しました。その反動により需給バランスが不安定な状況が続いております。その結果、売上高は572百万円と前年同四半期と比べ47百万円（9.1%）の増収となりましたが、穀物価格上昇が続いておりセグメント利益は1百万円と前年同四半期と比べ20百万円（92.1%）の減益となりました。

#### （水産事業）

稚魚池入れの遅れとサイズ不足による出荷調整で、売上高は46百万円と前年同四半期と比べ2百万円（5.3%）の減収、セグメント損失は0百万円（前年同四半期は1百万円のセグメント損失）となりました。

(不動産開発事業)

ホテル跡地の開発段階でもあり、売上高は8百万円と前年同四半期とほぼ同水準で推移し、セグメント損失は0百万円（前年同四半期は5百万円のセグメント損失）となりました。

(その他事業)

ゴルフ関連工事は受注が減少し売上高は7百万円と前年同四半期と比べ2百万円（28.0%）の減収、セグメント損失は1百万円（前年同四半期は1百万円のセグメント損失）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は5,033百万円、前連結会計年度末と比較して184百万円の増加となりました。主な要因は、流動資産での現金及び預金の増加147百万円であります。

当第1四半期連結会計期間末における負債は3,084百万円、前連結会計年度末と比較して195百万円の増加となりました。主な要因は、流動負債では支払手形及び買掛金の増加58百万円、固定負債では長期借入金の増加170百万円であります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産は1,948百万円、前連結会計年度末と比較して10百万円の減少となりました。この結果、自己資本比率は27.5%となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（旧会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

### ①基本方針の内容

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社の株式に対する大量の買付行為又はその提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの事業は、産業資材事業、マット事業、食品事業、水産事業、不動産開発事業等、幅広く展開しており、当社の経営に当たっては、専門的な知識と経験の他、当社の企業理念及び企業価値の様々な源泉、並びに国内外顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解することが不可欠です。

従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、これらを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

逆に言えば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるなど、濫用的な買付等を行う買付者及び買付提案者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買付に対しては、当社は必要かつ相当な対応策をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、当社の企業価値および株主の皆様への共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、強圧的二段階買付等、株主の皆様への株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、買付内容を判断するために合理的に必要な情報を株主の皆様へ十分に提供することなく行われるもの、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法等）が当社の企業価値に鑑み不十分または不相当であるもの等は、当社の企業価値および株主の皆様への共同の利益に資さないものと判断いたします。

よって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

## ②当社基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、当社の経営の基本方針に従い、これまで進めてまいりました中期経営計画を引き続き継続するとともに、積極的な経営を断行することにより持続的成長を実現させていきます。

当社の経営の基本方針は、「産業は公共の福祉をはかれをモットーとする」であり、この基本方針を実現するために、「魅力ある商品で、お客様に豊かな生活を提供する」、「自然環境を保護し、地球と共存する」、「時代を先取りし、世界の市場に貢献する」、「人間性を尊重し、活力・魅力ある企業をつくる」ことを目指しております。

中長期的な経営戦略としましては、産業資材事業、マット事業、食品事業をコアとし、「新商品の拡販」、「新規販路の拡大」、「財務体質の強化」を目標とし、中期経営計画を策定し、組織のスリム化による時代の変化への機動的な対応やコスト削減による収益力の強化、利益体質への転換に取り組んでまいります。

具体的には、

- ・産業資材事業につきましては、主力の包装容器の販売強化に加えて輸送形態の変化に対応できるように産業資材全般の取扱を積極的に進めると同時に、黄麻製品の特色を生かしたエコ・災害対策用資材市場等の新分野への進出を図ってまいります。
- ・マット事業につきましては、消費者ニーズに対応した特色ある機能商品の提供により収益を確保してまいります。
- ・食品事業につきましては、パスタ類の拡販に加え、レトルトソースの販売強化に傾注するとともに、市場ニーズに対応した商品を積極的に展開してまいります。

さらに、その推進体制としては商品の開発・生産を推進する「事業部制」と国内をブロックに分割して地域密着型の営業を行う「支店制度」が確立しており、販売と生産がバランス良くかみ合う推進体制により、高い競争力の実現と収益力確保をめざしてまいります。

海外事業におきましては、いち早くタイ国に拠点をつくり、現在では、東南アジア地区をはじめ、中国、中東諸国等に販路を拡大しております。また、海外事業の成長が国内事業の発展にもつながる体制が構築され、海外での情報を独自性と競争力をもつ商品開発に生かすとともに、今後さらに国内における海外企業との競争激化が予想されるなか、当社の海外商品戦略を強力で推進してまいります。

このように当社は、顧客に対して高いブランド価値に基づいた商品の提案を長年にわたり積み重ねてきたことが、現在の企業価値の源泉になっており、企業文化の継続・発展が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することにつながると考えております。今後も、中長期的な目標を見据えた堅実な経営を基本としながら、経営資源の配分の見直しや戦略的投資を行い、より競争力を高め企業の成長を推進してまいります。

また、当社はコンプライアンス体制の充実が社会全体からますます求められており、これを経営上の重要課題と認識し、内部統制システムの体制強化をはかることにより、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るように努めてまいります。

上記取組みを着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることが、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の導入について決議し、発効いたしました。この際、本プランの重要性に鑑み、平成21年6月26日開催の当社第81期定時株主総会に議案とさせていただきます、株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下、総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下、総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。

当社は、本プランにより、当社基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

本プランは、買付者が当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付または当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付のいずれかにあたる買付（以下、「対象買付」といいます。）を行った場合に、新株予約権の無償割当て、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下、単に「その他の対抗措置」ということがあります。）を行うか否かを検討いたします。

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。この特別委員会は、当社取締役会から独立して本プランの発動および不発動に関し、審議・決定いたします。

当社株式について買付が行われる場合、当社は、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付を行う買付者には、買付の実行に先立って、当社取締役会に対して、買付者の買付内容の検討に必要な情報を記載したうえ、買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

その後、特別委員会は、買付者からの意向表明書および要求する情報、ならびに当社取締役会からの意見・資料・情報等を受領し、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、ならびに買付者の買付内容と、当社取締役会が提示する代替案の検討および比較等を行います。

特別委員会は、特別委員会の判断が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものとなるように、当社の費用により、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるものといたします。

また、特別委員会の判断の透明性を高めるため、同委員会は、意向表明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提示された代替案の概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

当社は、買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付であるなど、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、特別委員会の勧告に基づき、当社取締役会が対抗措置の発動および不発動を決定いたします。

この新株予約権は、当社取締役会が定める一定の日（以下、「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記録をされた株主に対し、その所有する当社株式（ただし、当社の有する自己株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割当ていたします。

新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1株であり、新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、金1円で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する金額に対象株式数を乗じた価額といたします。その際、一定の買付者等による権利行使が認められないという行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付されております。

本プランの有効期間は、平成21年6月26日開催の当社第81期定時株主総会での承認可決の日から、平成24年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値および株主の皆様の共同利益の維持・向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただいた本プランの趣旨に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。しかし、本プランの有効期間中であっても、見直し等の範囲を超える重要な変更が必要になった場合は、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得て本プランの廃止または変更を行うことがあります。

本プランは、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主および投資家の皆様に直接的な影響が生じることはありません。

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償で割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、新株予約権の行使条件のもと、新株予約権を行使することができない買付者（以下、「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、当社は、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに株主の皆様当社株式を交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただく場合があります。

#### ④具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記②に記載した当社基本方針の実現に資する特別な取組みおよびそれに基づく様々な施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記③に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、弁護士・大学教授・公認会計士等の社外有識者から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間を約3年間に限定している上、取締役会により、何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	36,733,201	36,733,201	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株であります。
計	36,733,201	36,733,201	—	—

(注) 現物出資 日付 : 昭和25年12月9日 評価額 : 19,000千円  
出資物件 : 土地建物什器備品等 発行株式数 : 380,000株

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	36,733,201	—	1,836,660	—	17,380

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

### ① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 52,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,491,000	36,491	同上
単元未満株式	普通株式 190,201	—	同上
発行済株式総数	36,733,201	—	—
総株主の議決権	—	36,491	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が10,000株含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 日本製麻株式会社	兵庫県神戸市中央区海岸通8番	52,000	—	52,000	0.14
計	—	52,000	—	52,000	0.14

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、なぎさ監査法人により四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	350,046	497,644
受取手形及び売掛金	※1 819,474	※1 838,198
商品及び製品	295,834	371,645
仕掛品	156,981	167,351
原材料及び貯蔵品	364,953	281,265
繰延税金資産	97,421	78,233
その他	30,724	34,225
貸倒引当金	△1,223	△1,240
流動資産合計	2,114,214	2,267,324
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	443,699	438,950
土地	1,513,568	1,516,885
その他（純額）	206,428	212,865
有形固定資産合計	2,163,696	2,168,701
無形固定資産	11,594	11,557
投資その他の資産		
その他	676,021	701,521
貸倒引当金	△116,991	△115,853
投資その他の資産合計	559,029	585,668
固定資産合計	2,734,320	2,765,926
資産合計	4,848,534	5,033,251
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	707,963	766,319
短期借入金	12,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※2 262,152	※2 304,386
未払法人税等	40,244	32,438
賞与引当金	34,000	19,400
事業撤退損失引当金	108,507	58,605
その他	322,995	326,078
流動負債合計	1,487,863	1,507,228
固定負債		
社債	150,000	150,000
長期借入金	※2 969,177	※2 1,139,417
退職給付引当金	176,899	184,762
長期預り保証金	76,035	76,035
その他	29,299	27,481
固定負債合計	1,401,412	1,577,697
負債合計	2,889,275	3,084,925

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,836,660	1,836,660
資本剰余金	17,380	17,380
利益剰余金	△370,871	△391,904
自己株式	△4,578	△4,591
株主資本合計	1,478,590	1,457,544
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△8,470	△21,612
為替換算調整勘定	△63,178	△54,287
その他の包括利益累計額合計	△71,648	△75,900
少数株主持分	552,316	566,681
純資産合計	1,959,258	1,948,325
負債純資産合計	4,848,534	5,033,251

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	1,390,405	1,260,671
売上原価	1,066,059	988,825
売上総利益	324,346	271,845
販売費及び一般管理費	276,509	267,236
営業利益	47,836	4,608
営業外収益		
受取利息	690	897
受取配当金	637	3,742
物品売却益	2,610	—
その他	1,075	2,742
営業外収益合計	5,013	7,382
営業外費用		
支払利息	7,408	7,810
為替差損	1,624	929
その他	2,327	2,130
営業外費用合計	11,359	10,870
経常利益	41,490	1,120
特別利益		
固定資産売却益	6,459	—
貸倒引当金戻入額	1,945	—
特別利益合計	8,404	—
特別損失		
事業撤退損失引当金繰入額	—	22,750
特別損失合計	—	22,750
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	49,895	△21,630
法人税、住民税及び事業税	19,899	9,506
法人税等調整額	4,187	△14,402
法人税等合計	24,087	△4,895
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	25,808	△16,734
少数株主利益	3,869	4,299
四半期純利益又は四半期純損失(△)	21,938	△21,033

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	25,808	△16,734
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2,276	△13,141
為替換算調整勘定	40,965	18,956
その他の包括利益合計	38,688	5,814
四半期包括利益	64,496	△10,919
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	38,874	△25,284
少数株主に係る四半期包括利益	25,622	14,364

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<p>※1 受取手形割引高 169,056千円</p> <p>※2 財務制限条項</p> <p>(1) 当連結会計年度末の借入金のうち、長期借入金783,250千円(1年内返済予定の長期借入金116,160千円を含む)には、以下の内容の財務制限条項が付されております。</p> <p>① 連結及び単体の各決算期末における経常損益をいずれも2期連続で損失としないこと。</p> <p>② 連結及び単体の各決算期末における純資産を、直近決算期末の純資産の70%以上に維持すること。</p> <p>③ 単体の各決算期末における有利子負債の合計金額が、営業損益に受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額を10倍した金額を2期連続で上回らないこと。</p> <p>(2) 当連結会計年度末の借入金のうち長期借入金103,341千円(1年内返済予定の長期借入金29,406千円を含む)には、下記の財務制限条項が付されております。当該条項に抵触し、債権者の要請があった場合には、直ちに本借入金債務の全部または一部の弁済を求められる可能性があります。</p> <p>① 単体の各決算期末において、借入実行日を含む連結会計年度の期首における単体の純資産額を下回った場合。</p> <p>② 事前承認なく、第三者に対して145,000千円を超える、貸付け、出資、保証を行った場合。</p> <p>3 保証債務 従業員金融機関からの借入金に対する保証42千円を行っております。</p>	<p>※1 受取手形割引高 210,493千円</p> <p>※2 財務制限条項</p> <p>(1) 当第1四半期連結会計期間末の借入金のうち、長期借入金886,250千円(1年内返済予定の長期借入金128,715千円を含む)には、以下の内容の財務制限条項が付されております。</p> <p>① 連結及び単体の各決算期末における経常損益をいずれも2期連続で損失としないこと。</p> <p>② 連結及び単体の各決算期末における純資産を、直近決算期末の純資産の70%以上に維持すること。</p> <p>③ 単体の各決算期末における有利子負債の合計金額が、営業損益に受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額を10倍した金額を2期連続で上回らないこと。</p> <p>(2) 当第1四半期連結会計期間末の借入金のうち長期借入金95,990千円(1年内返済予定長期借入金29,406千円を含む)には、下記の財務制限条項が付されております。当該条項に抵触し、債権者の要請があった場合には、直ちに本借入金債務の全部または一部の弁済を求められる可能性があります。</p> <p>① 単体の各決算期末において、借入実行日を含む連結会計年度の期首における単体の純資産額を下回った場合。</p> <p>② 事前承認なく、第三者に対して145,000千円を超える、貸付け、出資、保証を行った場合。</p> <p>3 ————</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1 減価償却費 24,128千円	1 減価償却費 23,638千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント						合計
	産業資材事業	マット事業	食品事業	水産事業	不動産開発事業	その他事業	
売上高							
外部顧客への売上高	225,520	572,490	524,318	48,884	9,468	9,722	1,390,405
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	225,520	572,490	524,318	48,884	9,468	9,722	1,390,405
セグメント利益又は セグメント損失(△)	△4,090	37,497	22,522	△1,368	△5,271	△1,452	47,836

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント						合計
	産業資材事業	マット事業	食品事業	水産事業	不動産開発事業	その他事業	
売上高							
外部顧客への売上高	200,873	425,593	572,230	46,273	8,700	7,000	1,260,671
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	200,873	425,593	572,230	46,273	8,700	7,000	1,260,671
セグメント利益又は セグメント損失(△)	△4,843	10,088	1,769	△840	△200	△1,363	4,608

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額(△)	0円60銭	△0円57銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失(△) (千円)	21,938	△21,033
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 又は四半期純損失金額(△) (千円)	21,938	△21,033
普通株式の期中平均株式数 (株)	36,681,679	36,680,390

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8 月 15 日

日本製麻株式会社  
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 山 根 武 夫 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 西 井 博 生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本製麻株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本製麻株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 北陸財務局長

**【提出日】** 平成23年8月15日

**【会社名】** 日本製麻株式会社

**【英訳名】** THE NIHON SEIMA CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 中本 広太郎

**【最高財務責任者の役職氏名】** 取締役経理部長 池田 明穂

**【本店の所在の場所】** 富山県砺波市三島町11番18号

本社事務取扱場所 兵庫県神戸市中央区海岸通8番

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
日本製麻株式会社神戸本部  
(兵庫県神戸市中央区海岸通8番)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長中本広太郎及び当社最高財務責任者取締役経理部長池田明徳は、当社の第84期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

